

者あり）（「マイクが少し低いとかな」と呼ぶ者あり）市長だけじゃなくて、行政の皆さんに特別にお願いしたいことは、この集落を再生するために、次の3点を私はしつこいようですが、改めてお願いいたします。

市が集落再生の立案実施してから集落機能が働くまで、どのくらいの年数がかかると考えているのかという。これを考えながら、立案していただきたい。

地方交付税の趣旨では、地域格差の是正が配慮されている。本市において、集落過疎の配慮がどこに置いておられるのか、これも同時に考えてほしい。

それと、3番目に対馬の100年後における各集落の人口分布。生産性等々を計画して、長期的な政策を立案してほしい。と申しますのは、私、30年ほど前、壱岐の島にある学者が、この島は3万人か、5万人が人口の限界だと。対馬は10万人が限界だという学者がおりました。これは面積、耕地面積、そして水産資源、これ等々を学者が計算しての数字だと思います。対馬は、今、3万人ですか。3倍にして、全体が3万人ですけど、各集落の分布を考えなければ、全体の3万人は、10万というのは到底あり得ないと思います。そういうことを踏まえて、大至急、立案、実行していただけないと、なかなか人口は減るだけで、先に進まないと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで終わります。

○議長（作元 義文君） もう終わり。はい。阿比留梅仁君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。開会を11時から行います。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、1番、淵上清君。質問者はマイクを少し近づけて話をしてください。

○議員（1番 淵上 清君） わかりました。

○議長（作元 義文君） 傍聴席が聞こえない部分があります。

○議員（1番 淵上 清君） 少し声を張り上げますから。

○議長（作元 義文君） はい、頑張ってください。

○議員（1番 淵上 清君） 新清会の淵上清君でございます。私は、さきの9月定例会に続きまして、同じ案件について質問をいたしますが、よろしく願いをいたします。

さきの議会では、私の質問の仕方がまずかったのか、質問と答弁がかみ合いませんで、いささか納得のできる回答をいただけないまま、質問時間が終了いたしました。

今回は、内容を単純化いたしまして質問いたしますので、市長の明確な御答弁をお願いいたします。

まず、1点目の市長の政治姿勢についてでございます。今から申し上げますことは、質問というより、こうあってほしい。あるいは、このような方向であるべきだというような提言であるというふうに受けとめていただければ結構です。したがって、答弁は求めませんが、何か意見なり、所感なりあれば、お聞かせいただければ結構です。

提言したいことは、対馬市が行います諸事業の計画立案過程の協議方法についてであります。

対馬市は重要案件の方向性を策定されるときは、よく検討委員会なるものを立ち上げて調査検討がなされているようです。私は、その委員構成について提言をしたいわけです。全ての委員会構成がこうだというふうには申しませんが、よく市役所内部の担当部課長だけの委員構成で協議をされた結論が「委員会で慎重審議をしての結論であります」というようなことになっているように感じます。しかし、その結論には、専門家や受益者の意見が反映されなければいけないことは当然のことですが、その役割を市役所の職員が担っているわけですから、行政サイドに都合のよい結論がさも市民の意見が反映されたかのように発せられることに疑問を感じるからであります。言いかえますと、一般市民から見て、市役所職員だけの、いわば、行政一族による委員会構成では理解できませんから、できる限り、これを避けるべきであると言いたいのです。

私も行政マンとして経験をいたしました。よほどの専門職でない限り、おおよそ3年サイクルで人事異動がございます。異動されて、新しい職種につきまして、ようやくその職種が理解できて、いよいよお役に立つ時期は、おおよそ2年か、3年先。3年後にはまた異動でございます。また、異動した先で、新たな分野の勉強をいたします。ようやく、その職種になれて、いよいよという時期には、また異動です。したがって、市役所の職員には、この年々変化する、多様化する社会情勢の中における専門家は存在しないと私は確信をいたしております。したがって、大きな事業展開の先行きを検討する会議を市役所職員なるものを専門家的な意見を述べる役割にしてはならないというふうに思っているからであります。

特に、専門的知識を要する案件について検討がなされる場合は、ぜひ、民間の専門家と地元関係者を含めた委員構成にすべきだと思います。よく、私が言うような民間の専門家、地元関係者の委員の構成の委員会は見かけますが、たまたま、あるんですね。役所だけの委員会構成というのが。ぜひ、それは避けてくださいと言いたいわけです。

それと、もう1点、これは一例なんですけども、先般、事案の件名は控えますけども、議会議決を要する案件の地元説明会は、提案予定直前のわずか1カ月前に地元説明会が行われました。私も、その席に立ち合いましたが、説明を受けた地元の人たちの驚きの様子を目の当たりにいたしました。なんと、その事案の方針決定後、何年も経過をしているにもかかわらず、地元説明は

全く行われていないようでした。したがって、時間的に結論ありきの説明会となるわけですから、地元の意見は生かされるはずがありません。地元民は驚きを通り越して、怒りにあふれていたようでございます。このようなことでは、可能な案件もみずからが不可能な方向に方向づけていると言わざるを得ません。もっと、市民と一体になった行政運営に心がけなければ、行政と市民との間に欠けてはならない信頼感が大きく揺らぐこととなります。そのことを心配するものであります。

まず、このことを御提言申し上げますが、当初申しましたように提言でございますから、御回答は結構です。所見があれば、お述べください。

次に、2点目の質問でございます。

さきの9月議会において、私は、現契約の一般廃棄物の収集業務には、事業系ごみの積算漏れのまま、収集業者にサービスの的に処理を強要しているが、その法的根拠について、質問をいたしました。

市長の答弁は、事業系のごみは廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条によって、事業者の責任によって、処理すべきものである旨、長々と御丁寧に交付年月日まで含めて説明をいただきました。しかし、その回答の中には、事業者でもない収集業者がなぜ収集しなければならないかについては何の説明もありませんでした。しかも、平成26年、再来年です。新たな契約において改善をいたします。との答弁でございました。これでは、来年度、いわゆる平成25年度も含めた契約である現契約は全く改善がされないということでございます。私の質問の仕方がまずかったのでしょうか。全く質問の趣旨を理解いただけなかったのは、非常に残念でございます。

そこで、さきの9月議会の市長の御答弁はそっくりお返しさせていただきまして、新たな視点から質問を発していただきますので、改めて、よろしく願いをいたします。

元来、対馬市の委託事業は厳正なる委託契約書の締結によって、業務の執行がなされていることは御周知のとおりでございます。したがって、私は、現契約書及び仕様書を詳細に精査点検をさせていただきました。どうしても、私には事業系ごみの処理が委託業務として契約書内に記載をされている条項を見出すことはできません。現契約書のどの条項に事業系ごみの処理が記載してあるかをまずお知らせください。これは細部の件でございますから、担当部長でも結構でございます。

さて、この現契約では、対馬市は大きな失政を招くのではないかと危惧される状況がございますので、問題提起しておきます。と申しますのは、私自身、環境衛生の担当をいたしました。その担当した初年度に現在の状況と全く同じ認識で、同じような契約を行いました。本当に初歩的な誤りであったと、今、猛省をしておる本人でございます。今から、この契約では、どのような事態になったかを経験上お話ししますから、大いに参考にしてください。

現行の契約のごみ収集業務では、法第3条による事業者と収集業者との契約がなされていない事業系ごみについては、契約条項外でございますから、収集業者には収集が義務づけてありません。したがって、収集はされないことは契約の中ではっきりしているわけです。どうなるでしょうか。収集されないごみは道路端にそのまま放置されることになりました。当然、市役所の担当部局には、地域住民から苦情の電話が殺到します。職員はその都度、現場に駆けつけました。そして、事業系ごみの排出主を探し出しました。合法的な処理を指導しなければなりません。排出者がわからないときは、そのまま放置するわけにはいきませんから、ごみ処理場まで運搬しなければ、時期によっては、カラスや、犬、猫に袋を、ごみ袋を破られました。中身は周辺にばらまかれます。そのことが苦情の電話が1日に1件や2件ではないのです。しかも、今、対馬市は合併していますから、本庁、厳原市内だけの問題だけではないわけです。各出先にもそのような苦情が殺到することでしょう。担当職員は平常の業務どころか、その処理に追われます。職員は事務職なのか、現業職なのか、全くわからない状況になってしまいました。そして平常の業務は残業で処理する以外なく、しかも、時間中に市民の対応はできないわけですから、非常に役所内担当部局は混乱をいたしました。しかも、乗用車ではごみ運搬は無理でございますから、軽トラックか何か、運搬車を常備しなければ、この処理はできないことになります。そのことがどんな大変な状況になるか、対馬市は既に昨年末、市役所のごみ運搬で経験されたことだと思います。また、今年度途中から、厳原第1地区の契約破棄によりまして、職員が、これは四、五日だったと思いますが、雨の日もごみ収集に駆けずり回っておられる姿を見ました。市役所職員は、担当は大変なことになります。しかも、あしたからでも契約どおりのごみ処理が行われると、これは発生する要素を持っている事件なんです。しかも、あと1年3カ月以上、残った期間、大丈夫ですか。対応できますか。もし、対応しますと言われても、その経費は通常の経費の2倍から3倍、もっとかかるでしょう。これでは適正な予算執行と言えない状況になるわけですね。私は、こういう状況になることを心配して質問を発しておるわけでございますので、よくお考えをいただきたいんです。市長は当然、この契約の条項ですから、契約条項どおりの事業が遂行されると、このような事態になるということは想定済みのことだと存じますが、大丈夫ですか。対馬市の環境衛生業務の大局的な見地に立った御見解をお尋ねしたいものでございます。

結局、事業系ごみの処理は、法第3条の趣旨を各事業所に徹底しながら、未契約の事業系ごみの排出量の減少に努める。そして、現契約の中で、未契約の事業系ごみの収集が合法的に、早急に対応できる変更契約以外に、私は経験上、他に方法は見出せ得ません。重ねて、申し上げます。長々と申し述べましたように、極めて、つらい、苦しい経験をした者として、対馬市の現対応を大変心配していることを御理解ください。結論として、既に処理済みである計上漏れの市役所の過年度事業系ごみと現在継続処理中の法3条によって、市内事業所と処理業者との契約がされて

いない小規模事業所の事業系ごみの処理分については、市当局の指示によって、現在収集がなされているわけですが、当然、変更契約はなされるものと考えられます。収集業者もそのつもりで、好意的に契約外の収集を現在も続行していることをお忘れにならないでください。

当然、変更契約はなされるものと考えますが、いかがですか。それとも、何かほかに未計上分の事業系ごみの改善処理方法について、お考えなんでしょうか。その改善策、改善の時期について、御見解をお聞かせください。

まずは、その答弁をお聞きしまして、正常なごみ収集業務に改善されるということが理解できますれば、何の疑問もないわけですから、私の質問はそのまま終わらせていただきます。明確な御回答をよろしくお願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） さきの9月定例会の一般質問のやりとりの中で、法の解釈において話がすれ違う部分がありましたので、1番議員さんには、まさに釈迦に説法という一面もありますけれども、市民の皆様にも9月議会での一般質問のやりとりの部分について、論点整理をちょっとするために説明をさせていただきたいと思います。

先ほど、淵上議員さんのおっしゃってある廃棄物の処理及び清掃に関する法律、この3条には事業者の責務と、営業をされているさまざまな事業者の責務というのがうたわれております。そして、その第1項に、事業者はその事業活動によって生じた廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならないとうたっております。また、同第3条の第3項に、事業者は廃棄物の減量、その他、その適正な処理の確保に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないと規定をされております。

一般廃棄物については、市町村の処理責任を原則としておりますが、事業者がみずからの手で処理するほか、市町村の処理事業へ処理を委託することができます。事業者が市町村に委託することができます。この場合、事業者がみずからの責任において、適正に処理する原則は、市町村の処理責任のもとで、なるべくみずからの手で処理するよう努めるほか、一般廃棄物処理計画に従い、市町村の処理に協力すること、市町村の指示を受けることを意味するものであります。一方、第4条には、市町村の責務として、その区域内における一般廃棄物の減量に関し、減らすことに関し、住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努め、一般廃棄物の処理に当たっては、職員の資質向上、施設の整備及び作業の改善を図るなど、その能率的な運営に努めなければならないとあり、また、第4項には、廃棄物の排出を抑制し、及び、その適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならないというふうに規定されております。

また、第6条の2第1項で、市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一

般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないうちに収集し、これを運搬及び処分しなければならぬとされ（「私の時間使って、質問、啓発活動は別の場面でやってくださいよ。結論を先、言われてから、時間があるなら、やってください」と呼ぶ者あり）

今後、今、渕上議員がおっしゃられた事業系ごみについては、事業者が責任をもってしなければいけないということが第3条に、申し述べたとおりであります。そういう中、小規模事業者において、それが徹底が図られてない場合、市町村に事業者が委任をしなければいけないというふうになっております。この委任の形が、この対馬市は旧来からできておりません。事業系、小規模事業系ごみの収集に関しまして、今まで収集していただく業者にサービスで取っていただいていたということが実態であります。私ども市町村としまして、一般廃棄物の事業系ごみを直接収集業者に、委託契約の中で直接的に契約を結ぶということは不可能でありまして、先ほど言いましたように、事業者から市町村のほうへ、まず委託、委任の話があり、それから始まるというふうなことであります。9月議会において、26年度から新たな収集のあり方というものを組み立てていきたいというお話をさせていただきました。今のような手法というものを、今、組み立てを内部的にはしているところであります。今まで、過去において、ずっとサービスでしていただいたというふうに私は思っておりますし、こちらから、その事業系のごみを支出することは不可能だったというふうに、法的には不可能だったと解釈をしておりますので、しかし、今、起こっている問題というものをそのまま放置することは不可能な状況。まして、このまま推移したときは、渕上議員がおっしゃられるように、事業系、小規模事業系のごみが町中にある意味散乱するよというふうなお話かと思いますが、そのような事態を避けるためにも、一定の方向性というものを、何らかの方向性というものを見つけ出すつもりであります。この24年度中にも何らかの方向性を見つけていきたいと思っておりますけれども、今まで、ある意味、法を歪曲する形で物事が行われてきたというふうにも思っております。それらもきちんと是正する意味において、新たな歩み出しを26年度からきちんとやりたいというふうに思っています。

社会の中に散乱していくようなことを避けなければいけません。ごみが。それらについての方法というのを今集めていただいております業者の方たちと話を詰めながら、何らかの方向性を見出していきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 1番、渕上清君。

○議員（1番 渕上 清君） ようやく、何か、少し納得したような御答弁をいただきました。しかしですね、今、市長、事業系のごみは小規模にしても市との契約がなければ、市はその処理に動き出すことはできないというような見解のようでしたが、お尋ねしますが、それでは、なぜ、事業系の未契約のごみを、今、市の収集業者に市のほうは指示をして取らせよるんですか。何か契約は、お願いがあったんですか。しかもですよ、対馬市は、今、市長が長々と市民に向けて説

明をなされたような、そのことについて、担当は何も、23年度説明にも指導にも回っていないじゃないですか。事業系のごみがですね、事業者の責任であるということは市民のほうは知ってるんですよ。それをしっかり担当は、それを指導して、事業系のごみはできるだけ少なく、契約がないのを少なくするのが市の仕事なんです。そして、私が初歩的な失敗をしましたと申し述べたのは、今まさに市長が言ったような初歩的な考えが甘かったからなんです。法第4条を精査してください。幾らかぶりを振ってもですね、ごみを取り直す、戻すわけいかなのですよ。最終責任は市にあるんじゃないですか。そのまま、法律、法律と言ってましたら、さっき申し述べたような、市内にはごみが散乱してまわる結果になるんですよ。だから、それを合法的に、しかも、経済的な、より効率的な経費でもって処理するためには、4条によって——もう、法の解釈はやめますか。市のほうが処理する義務があるんです。よく調べてください。市民のほうからですね、事業者から、そういう契約なんか、必要ありませんから。そんな失敗を繰り返して、今の方式になってるんですから。また、一番最初の状況に戻って、それを合法的に処理しようとする。そういう視野の細い処理方法をとるようにあれば、これはもう何かしっかり勉強されて、ごみ処理について、指針をつくってってくださいよ。担当が変わるたびに、この問題が出てくる。法3条に目が行ってしまって、ほかの状況の法律の解釈をしきれない専門職がどこにありますか。済みません。声を荒げました。もう少しですね、経験者の言うことも聞いて、こういうときはどうなるんやろうかという質問も発せられたら、どうですか。困ったときには、こういうことで困るとるんじゃが、何かいい方法はないですかと言われるようなね、懐の広い市長であってほしいですがね。法律、法律ばかりで言いよると、大変なことになりますよ。

時間もですが、それと、もう一つ、漏れ聞きますと、いろいろな方法を検討されておるようですが、現在は大規模の事業所は確実に他の収集業者と契約をされて、しっかり法3条によって、処理をされておられます。ところが、いろんな方法、漏れ聞く方法で処理をされたときには、その辺の処理されてないところとのバランスが、私の方法を、方法までは述べませんよ。その方法をとったときにバランスがとれなくて、困ってしまったんですよ。今の規模の大きな収集業者と契約されとる事業所は市が今考えようとしとる方法にのっとれば、これまた大変なことになりますからね、その辺のバランスをよく考えながら、いい方法を検討されてください。いつでも、経験者として、御相談があれば、今までの経験を踏まえて、アイデアは私なりにも持っておりますけども、法律解釈だけでやられるようでしたら、アイデアの出しようもありませんし、私の言う方法にも耳を貸していただけないでしょうから。ぜひ、いろいろな経験者と相談されながら、いい方策を出していただいて、要は、きれいな環境の中で生活ができる市民の生活環境の策定にしっかりと市の役割を果たしていただくためには、それなりの代償も要るわけですから、一般市民に市の役割をサービスの的にやらせるような対馬市であってもらいたくないんです。お願いするから

には、しっかりとした代償は契約の中に合法的にうたい込んでやってください。

最後、時間がせっかくございますから、質問ではございません。市長にですね、市長はまた2期目当選されて、市の行政を担われて、今、5年目。私の見る市長の姿は、何か、もう先が短くて、大きな功績を実績を上げんといかんというようなことに終始されて、大きな事業展開ばかりがしておられるようなふうに見えるんです。いわゆる逆説なんで、もうちょっと市民生活に直結した、足元ですね、今、申し述べるような、そういう小さな事業にもきめ細やかな行政の目配りをしてほしいということをお願いしたいわけです。まだ、市長は若いんですから。先ほど、きのうの質問ではございませんけども、今期で云々くんぬんという話じゃなくて、4期、5期、しっかりと対馬市を目指す、あなたの目指す方向にするためには、2期、3期ではなりませんよ。若いんですから、4期、5期やって、しっかりと、あなたの目指す対馬市をつくるためには、対馬市のトップリーダーですから、もっと包容力のあるリーダーとしての己を磨いて、頑張ってください。大いに私は期待をしとるんですよ。そして、やがては若い次のリーダーにすんなりバトンタッチがされて、対馬市がいろいろ、選挙あたりでね、ごじょごじょ、ごじょごじょするような対馬市じゃない、スマートな対馬市の行政運営ができるように、しっかりとやってください。大きく期待をしながら、一般質問を終わります。

先ほどの答弁はしっかりと受けとめましたので、大きな期待をしながら質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで1番、淵上清君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 昼食休憩といたします。午後は1時から開会をいたします。

午前11時45分休憩

午後0時58分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） 通告に従い、市政一般質問を行います。

第1点目でございますが、一般廃棄物の処理について、お尋ねをいたします。

私は平成23年9月定例会一般質問において、一般廃棄物の対象となるイノシシ、シカの処分について議論を交わしたところでありますが、その後の対応といたしまして、長崎県単独事業であります、平成23年度がんばらば長崎地域づくり支援事業により具体的な計画を進め、イノシシ、シカの死骸は特殊な機械システムにより焼却処分するのではなく、ペットフードの原料をつくるリサイクル型の活用と並行し、生肉の販売及び加工品づくりも兼ねた総合的な計画を樹立